

## 廃棄物再生利用業の指定に関する事務取扱要綱

### 1 趣旨

この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号、第10条の3第2号の規定に関する事務等の取扱いについて、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則(平成5年大阪市規則第49号。以下「市規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### 2 指定する業務の種別

- (1)再生輸送業
- (2)再生活用業

### 3 指定申請手続き

#### (1)計画書の提出

市規則第34条第1項の規定による申請を行おうとする者(以下「申請者」という。)には、当該申請の前に事業内容を説明する事業計画書(取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業事業計画書(様式第1号)、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業事業計画書(様式第2号)をいう。以下同じ。)に必要な書類を添付して提出させる。

#### (2)計画書の検討等

##### ア 事前審査

提出された事業計画書に基づき、その内容を事前に審査する。

なお、必要に応じ現場調査を行い、再生利用業現場調査書(様式第3号。以下「現場調査書」という。)を作成する。

また、当該事業が他法令に関連するときは、必要に応じ関係機関との連絡調整を行う。

##### イ 指導

前記の事前審査の結果、当該事業内容に改善すべき事項があるときは、申請者に必要な指導を行う。

事業計画書の事前審査の結果が妥当と認められるときは、課長決裁を受けたのち、申請者へ計画の承認を通知する。なお、事前審査の結果が妥当と認められないときは、課長決裁を受けたのち、申請者へ計画の不承認を通知する。

#### (3)指定申請書等の提出

##### ア 申請書

市規則第34条第1項の申請書の様式は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業指定申請書(様式第4号)、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業指定申請書(様式第5号)(以下これらを「指定申請書」という。)によ

るものとする。

イ 提出書類等

市規則第34条第2項の規定により指定申請書に添付する市長が必要と認める書類及び図面は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、別添1（再生輸送業）及び別添2（再生活用業）、産業廃棄物の場合には、別添3（再生輸送業）及び別添4（再生活用業）に掲げるものとする。

指定申請書及び添付書類等の提出部数は、正本副本各1部とする。

（4）受付

提出された指定申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認したうえで、これを受け付け、副本を申請者に返却する。

また、指定申請書を受け付けるときは、再生利用業指定申請書等受付処理簿（様式第6号。以下「指定受付処理簿」という。）に必要事項を記載する。

（5）審査

ア 指定申請書等の内容が、市規則第35条に定める指定基準に適合するかを指定資格判定表（様式第7号（再生輸送業）、様式第8号（再生活用業））に基づき審査を行う。

また、必要に応じ現場調査を行い、現場調査書を作成する。

イ 指定に対する標準審査期間は、2カ月とする。

（6）指定の決裁及び指定証の交付

ア 指定の決裁

申請内容が指定基準に適合していると認められるときは、指定資格判定表及び現場調査書等を付して、部長決裁を受ける。

イ 指定番号

指定の決裁完結後、再生利用業指定番号簿（様式第9号）にて名称、住所等を記入し、発番する。

ウ 指定証の交付

指定の決裁完結後、一般廃棄物再生利用業指定証（市規則第5号様式）又は産業廃棄物再生利用業指定証（市規則第6号様式）（以下これらを「指定証」という。）を作成し、申請者へ交付する。

（7）不指定

ア 不指定決裁

審査の結果、申請内容が指定基準に適合しないときは、不指定の部長決裁を受ける。

イ 不指定通知書の作成

不指定の決裁完結後、不指定の理由を明示した一般廃棄物再生利用業不指定通知書（様式第10号）又は産業廃棄物再生利用業不指定通知書（様式第11号）（以下これらを「不指定通知書」という。）を作成する。

ウ 不指定の通知

申請者には、不指定通知書を交付する。

## 4 指定基準

### (1)申請者の能力等

申請者が市規則第35条第1項又は第2項に規定する事項を充足していること。

なお、市規則第35条第1項第3号に規定する再生輸送の用に供する施設については、次に掲げる事項のとおり表示していること。

#### ア 運搬車

運搬車の車体の両側面に、廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨（一文字あたりの大きさは、高さ及び幅が各4.9センチメートル以上であること）及び商号（個人の場合にあっては屋号）（一文字あたりの大きさは、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、高さ及び幅が各20センチメートル以上（軽自動車その他車両の構造上やむを得ない場合は、高さ10センチメートル、幅8センチメートル以上）、産業廃棄物の場合には、高さ及び幅が各3.2センチメートル以上）を表示。

#### イ 運搬容器

運搬容器の両側面に、商号（個人の場合にあっては屋号）（原則として、一文字あたりの大きさは、高さ及び幅が各20センチメートル以上であること）を表示。

### (2)欠格条項

申請者が市規則第35条第1項第8号及び第9号並びに第35条第2項第9号及び第10号に規定する欠格条項のいずれにも該当しないこと。

## 5 指定期限及び指定条件

### (1)指定期限

市規則第36条の規定により、指定に際して、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合は、当該指定日の2年後、産業廃棄物の場合は当該指定日の5年後の前日までの期限を付す。

ただし、生活環境の保全上その他特別の理由がある場合には、上記の期限を越えない範囲で別途期限を定める。

### (2)指定条件

市規則第36条の規定により、生活環境の保全上その他特別の理由がある場合は、具体的な手段、方法等について条件を付す。

また、積替え保管施設・再生活用施設の所在地等を明記する。ただし、原形活用の場合は、車両番号を明記し、施設を限定する。

## 6 変更等に係る再生利用業事業変更計画書

### (1)対象

次に掲げる事項にあっては、事前に市長の承認を得ることとし、変更計画書（取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業事業変更計画書（様式第12号）、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業事業変更計画書（様式第13号）をいう。以下同じ。）に必要な書類を添付して提出させる。

- ア 事業の範囲の変更をしようとする場合
- イ 事業の用に供する主要な施設（事務所及び運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を除く。）及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更しようとする場合

(2) 変更計画書の検討等

要綱3(2)の規定は、前項の変更計画書について準用する。

## 7 変更承認申請

(1) 対象

市規則第38条第1項の規定による事業の範囲の変更に係る承認申請の対象は、次のとおりとする。

- ア 再生輸送業にあっては、取り扱う廃棄物の種類を追加する場合及び積替え保管施設を設置又は変更する場合
- イ 再生活用業にあっては、取り扱う廃棄物の種類を追加する場合、再生活用の方法を変更する場合及び処理能力の10%以上の増加等生活環境への負荷が著しく増加する場合
- ウ 生活環境の保全上その他特別の理由により具体的な手段、方法等が指定されている場合で、当該事項を変更する場合（承認を受ける旨を指定条件で付されたものに限る。）

(2) 変更承認申請書の提出等

ア 申請書

市規則第38条第1項の申請書の様式は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業変更承認申請書（様式第14号）、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業変更承認申請書（様式第15号）（以下これらを「変更承認申請書」という。）によるものとする。

イ 提出書類等

市規則第38条第2項において準用する市規則第34条第2項の規定により変更承認申請書に添付する市長が必要と認める書類及び図面は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、別添5（再生輸送業）及び別添6（再生活用業）、産業廃棄物の場合には、別添7（再生輸送業）及び別添8（再生活用業）に掲げるものとする。

変更承認申請書及び添付書類等の提出部数は、正本副本各1部とする。

受付、審査については、要綱3(4)及び(5)を準用する。

(3) 承認の決裁及び指定証の交付

ア 承認の決裁

申請内容が指定基準に適合していると認められるときは、指定資格判定表及び現場調査書等を付して、部長決裁を受ける。ただし、事務所及び運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設の変更については、課長決裁とする。

イ 指定証の交付

市規則第38条第1項の規定による変更の承認により、指定証の書換えが必要とな

る場合は、承認の決裁完結後、指定証を作成し、同項の規定による承認を受けようとする者（以下この項において「変更承認申請者」という。）へ交付する。

また、変更前の指定証を返納させる。

#### （4）不承認

##### ア 不承認決裁

審査の結果、申請内容が指定基準に適合しないときは、不承認の部長決裁を受ける。

##### イ 不承認通知書の作成

不承認の決裁完結後、不承認の理由を明示した一般廃棄物再生利用業変更不承認通知書（様式第16号）又は産業廃棄物再生利用業変更不承認通知書（様式第17号）を作成する。

##### ウ 不承認の通知

変更承認申請者には、不承認通知書を交付する。

### 8 変更及び廃止の届出

#### （1）変更及び廃止の届出

##### ア 届出

市規則第38条第3項の規定による変更又は廃止の届出の様式は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業（変更・廃止）届出書（様式第18号）、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業（変更・廃止）届出書（様式第19号）（以下これらを「変更等届出書」という。）によるものとする。

届出書は、市規則第38条第3項に定める期限内に提出させる。

##### イ 提出書類等

市規則第38条第4項の規定により届出書に添付する市長が必要と認める書類は、別添9に掲げるものとする。

届出書及び添付書類等の提出部数は、正本副本各1部とする。

#### （2）受付

提出された変更等届出書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認したうえで、これを受け付け、副本を届出者に返却し、課長決裁を受ける。

また、変更等届出書を受け付けるときは、再生利用業変更等届出受付処理簿（様式第20号。以下「変更等届出受付処理簿」という。）に必要事項を記載する。

#### （3）指定証の書換交付

市規則第38条第3項の規定による届出により指定証の書換えが必要となる場合は、決裁完結後、指定証を作成し、届出者に交付する。

また、変更前の指定証を返納させる。

### 9 指定証の再交付

#### （1）再交付申請書

市規則第41条において準用する市規則第25条第2項の規定による指定証の再交付の届出の様式は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書（様式第21号）、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書（様式第22号）以下「再交付申請書」という。によるものとする。

(2)提出書類等

前号の再交付申請書は、正本副本各1部、指定証の汚損又はき損のときは、その指定証を、紛失又は滅失のときは、指定証（紛失・滅失）申立書（様式第23号）を提出させる。

(3)受付

提出された再交付申請書の記載事項に不備がないこと及び必要な書類が添付されていることを確認したうえで、これを受け付け、副本を届出者に返却する。

課長決裁を受けた後、指定証を作成し、届出者に交付する。

## 10 指定の更新

(1)対象

再生利用業の指定の更新を受けようとする者。

(2)提出

更新指定申請書の提出は、指定期限の3ヵ月前から指定期限の当日までとする。

ただし、概ね2ヵ月前までに提出させる。

(3)指定申請の受付、指定基準及び指定条件

要綱3((1)及び(2)を除く。)、4及び5の規定は、指定の更新に係る申請について準用する。

なお、指定証の交付の際には、旧指定証を返納させる。

(4) 指定の有効期間の満了の日までにその更新申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有することとする。

(5) 前号の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期限は、従前の指定の有効期限の満了の日の翌日から起算するものとする。

## 11 帳簿の記載及び保存

市規則第37条に規定する帳簿に記載することが義務付けられている事項のうち、帳簿の記載事項を証する書類として、再生輸送の指定を受けた者にあっては、排出者ごとの再生輸送量及び再生輸送料金を証する書類（契約書、領収書等）、輸送先ごとの再生輸送量を証する書類（契約書、計量伝票等）、再生活用の指定を受けた者にあっては、排出者ごとの受入量及び受入料金、再生活用量を証する書類（契約書、領収書等）、再生活用によって得られる有用物を売却する場合の有用物の売却先ごとの売却量及び売却代金を証する書類（契約書、計量伝票、領収書等）、再生活用によって得られる有用物を売却しない場合の有用物の方法ごとの利用量を証する書類（計量伝票等）、建設汚泥を産業廃棄物の

最終処分場における埋立の用に供する場合の建設汚泥の埋立場所ごとの埋立量を証する書類（計量伝票等）を帳簿に添付し、帳簿と同じ期間保存させる。また、報告の徴収の際、必要に応じて帳簿等の写しを提出させる。

## 12 実績報告

市規則第42条の報告書の様式は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業業務報告書（様式第24号（再生輸送業）、様式第25号（再生活用業））、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業業務報告書（様式第26号（再生輸送業）、様式第27号（再生活用業））とし、正本1部を提出させる。

## 13 計画書

- (1) 市規則第43条の計画書の様式は、取り扱う廃棄物が一般廃棄物の場合には、一般廃棄物再生利用業事業計画書（様式第28号（再生輸送業）、様式第29号（再生活用業））、産業廃棄物の場合には、産業廃棄物再生利用業事業計画書（様式第30号（再生輸送業）、様式第31号（再生活用業））（以下これらを「再生利用計画書」という。）とし、正本1部を提出させる。
- (2) 市規則第43条第2項の届出書の様式は、計画書の変更届（様式第32号）とし、正本1部を提出させる。

## 14 報告の徴収

必要に応じ、再生利用業者に対し、廃棄物の保管、再生輸送若しくは再生活用又は処理施設の構造若しくは維持管理に関する必要な報告、又は帳簿等の写しを徴収するものとする。

## 15 指導

### (1) 立入検査

一般廃棄物再生利用業者及び産業廃棄物再生利用業者に対し、必要に応じ、法第19条の規定により立入検査及び検体採取を行う。

### (2) 改善等の指導

立入検査の結果、再生輸送又は再生活用が規則で定める基準に適合していないと認められるときは、当該再生利用業者に対し、必要な措置を講ずるよう文書等により指導する。

### (3) 文書指導

前記の指導によつても、適切な措置が講じられないときは、局長決裁を受け、当該再生利用業者に対し必要な改善を行うよう文書で指導（勧告等）する。

## 16 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 13 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 9 日から施行する。

## 附 則

1 この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の廃棄物再生利用業の指定に関する事務取扱要綱別添 1、別添 3、別添 5 及び別添 7 並びに別紙 3 の規定(以下この項において「各改正規定」という。)の適用については、当分の間、各改正規定中「書面」とあるのは、「書面又は道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第 14 号)附則第 5 条若しくは第 6 条第 2 項に規定する自動車検査証の写し」とする。

## 一般廃棄物再生利用業（再生輸送業） 指定申請に必要な書類

1. 一般廃棄物再生利用業指定申請書【様式第4号】
2. 個人の場合は、住民票の写し（本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載を省略したもの。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。）（注） [発行日より3ヶ月以内]  
法人の場合は、定款（申請日時点で原本証明したもの）又は寄附行為及び法人の登記事項証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）に規定する履歴事項証明書（全部事項証明書）をいう。以下同じ。) [発行日より3ヶ月以内]
3. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）  
[発行日より3ヶ月以内]
4. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注） [発行日より3ヶ月以内]
5. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注） [発行日より3ヶ月以内]
6. 個人の場合は、直前3年分（更新申請の場合は、直前2年分）の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）
7. 法人の場合は、直前3年（更新申請の場合は、直前2年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）
8. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注） [発行日より3ヶ月以内]  
〈株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書〉
9. 事務所及び事業場の所在地一覧表、 業務経歴 【別紙 1】  
添付書類：付近見取り図
10. 取引関係 【別紙 2】  
添付書類：①排出者、再生活用業者との取引関係を証する書類  
②再生活用業者の指定証の写し

11. 再生輸送の用に供する施設 【別紙 3】

- 添付書類：①運搬車両（船舶）の写真 【別紙 5】 [3ヶ月以内に撮影したもの]  
②道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（船舶の場合は、船舶検査証書の写し）  
③船舶の場合は、岸壁等積卸場所の付近見取図と平面図及び岸壁等の占有を証する書類  
④車両等を他の者から借用する場合は、車両使用承諾証明書 【別紙 6】  
⑤運搬容器を使用する必要がある場合は、容器の写真  
⑥積替え又は保管の用に供する施設 【別紙 4】※積替え保管を含む場合  
添付書類：①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図  
構造図及び設計計算書  
②施設の土地・建物の登記事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）に規定する全部事項証明書をいう。）[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等  
③上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類

12. 誓約書【別紙 9】

13. 付属施設の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙 10】

14. その他市長が必要と認める書類

（注）「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。

正副2部

## 一般廃棄物再生利用業（再生活用業） 指定申請に必要な書類

1. 一般廃棄物再生利用業指定申請書【様式第4号】
2. 個人の場合は、住民票の写し（本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載を省略したもの。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。）（注）【発行日より3ヶ月以内】  
法人の場合は、定款（申請日時点で原本証明したもの）又は寄附行為及び法人の登記事項証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）に規定する履歴事項証明書（全部事項証明書）をいう。以下同じ。）【発行日より3ヶ月以内】
3. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）【発行日より3ヶ月以内】
4. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）【発行日より3ヶ月以内】
5. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）【発行日より3ヶ月以内】
6. 事業開始に要する資金及び調達方法【別紙12】
7. 個人の場合は、資産に関する調書【別紙13】
8. 個人の場合は、直前3年分（更新申請の場合は、直前2年分）の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）
9. 法人の場合は、直前3年（更新申請の場合は、直前2年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）
10. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）【発行日より3ヶ月以内】  
（株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書）
11. 事務所及び事業場の所在地一覧表、 業務経歴 【別紙 1】  
添付書類：付近見取り図

12. 取引関係 【別紙 2】

添付書類 : ①排出者、再生輸送業者等との取引関係を証する書類  
②有用物の引取者との取引関係を証する書類

13. 再生活用の用に供する施設 【別紙 7】

添付書類 : ①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び  
設計計算書等  
②施設の処理工程図  
③施設の土地・建物の登記事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省  
令第18号）に規定する全部事項証明書をいう。）【発行日より3ヶ月以  
内】及び地籍図等  
④上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証す  
る書類

14. 誓約書【別紙 9】

15. 付属施設の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙 10】

添付書類 : 当該施設が他法令に基づく許可又は届出対象施設である場合には、その  
許可証又は受理書の写し

16. その他市長が必要と認める書類

（注）「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の  
登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適  
切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でない  
ことを証明する書類を添付すること。

正副2部

## 産業廃棄物再生利用業(再生輸送業) 指定申請に必要な書類

1. 産業廃棄物再生利用業指定申請書【様式第5号】(第1面から第3面)
2. 事業計画の概要書【別紙11】  
添付書類：排出事業者における発生工程表又は分析表等
3. 再生輸送の用に供する施設【別紙3】  
添付書類：
  - ①運搬車両(船舶)の写真【別紙5】[3ヶ月以内に撮影したもの]
  - ②道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面(船舶の場合は、船舶検査証書の写し)
  - ③船舶の場合は、岸壁等積卸場所の付近見取図と平面図及び岸壁等の占有を証する書類
  - ④車両等を他の者から借用する場合は、車両使用承諾証明書【別紙6】
  - ⑤運搬容器を使用する必要がある場合は、容器の写真
4. 事務所及び事業場の所在地一覧表、業務経歴【別紙1】
5. 事務所及び事業場の付近見取図
6. 事業開始に要する資金及び調達方法【別紙12】
7. 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
8. 個人の場合は、資産に関する調書【別紙13】
9. 個人の場合は、直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
10. 法人の場合は、定款(申請日時点で原本証明したもの)又は寄附行為及び法人の登記事項証明書(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)に規定する履歴事項証明書(全部事項証明書)をいう。以下同じ。)【発行日より3ヶ月以内】
11. 個人の場合は、住民票の写し(本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載を省略したもの。以下同じ。)、及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。)(注)【発行日より3ヶ月以内】
12. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】
13. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】  
(株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)

14. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]
15. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注) [発行日より3ヶ月以内]
16. 誓約書 【別紙9】
17. 積替え又は保管の用に供する施設 【別紙4】《積替え保管を含む場合》  
添付書類 : ①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書  
②施設の土地・建物の登記事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)に規定する全部事項証明書をいう。)[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等  
③上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類
18. 取引関係 【別紙2】  
添付書類 : ①排出者、再生活用業者との取引関係を証する書類  
②再生活用業者の指定証の写し
19. 付属設備の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙10】
20. その他市長が必要と認める書類

(注)「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。

正副2部

## 産業廃棄物再生利用業(再生活用業) 指定申請に必要な書類

1. 産業廃棄物再生利用業指定申請書【様式第5号】(第1面から第3面)
2. 事業計画の概要書【別紙11】  
添付書類：排出事業者における発生工程表及び分析表等
3. 事務所及び事業場の所在地一覧表、業務経歴【別紙1】
4. 事務所及び事業場の付近見取図
5. 事業開始に要する資金及び調達方法【別紙12】
6. 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
7. 個人の場合は、資産に関する調書【別紙13】
8. 個人の場合は、直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
9. 法人の場合は、定款(申請日時点で原本証明したもの)又は寄附行為及び法人の登記事項証明書(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)に規定する履歴事項証明書(全部事項証明書)をいう。以下同じ。)【発行日より3ヶ月以内】
10. 個人の場合は、住民票の写し(本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載を省略したもの。以下同じ。)、及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。)(注)【発行日より3ヶ月以内】
11. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)  
【発行日より3ヶ月以内】
12. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】  
(株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)
13. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】
14. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】
15. 誓約書【別紙9】
16. 事業の用に供する施設関係
  - (1) 保管の用に供する施設【別紙4】
  - (2) 再生活用の用に供する施設【別紙8】

添付書類：①施設の処理工程図

②施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び  
設計計算書等

③処理施設(法第15条)に該当する場合には、その許可証の写し

(3) 付属設備の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙10】

添付書類：公害関連法規に基づく許可又は届出対象施設である場合には、その許可証  
又は受理書の写し

(4) (1)、(2)、(3)の施設の土地・建物の登記事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第  
18号)に規定する全部事項証明書をいう。)[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等

(5) 上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類

17. 再生活用後の利用・処理方法等を記載した書類【別紙15】

添付書類：廃棄物の処理を他人に委託する場合は、処理委託契約書(写)又はこれに類する  
書類及び処理業者の許可証の写し

18. 取引関係【別紙2】

添付書類：①排出者、再生輸送業者等との取引関係を証する書類  
②有用物の引取者との取引関係を証する書類

19. その他市長が必要と認める書類

(注)「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事  
項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに當  
たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添  
付すること。

正副2部

## 一般廃棄物再生利用業（再生輸送業） 指定変更承認申請に必要な書類

1. 一般廃棄物再生利用業変更承認申請書 【様式第14号】
2. 個人の場合は、住民票の写し（本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載を省略したもの。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。）（注） [発行日より3ヶ月以内]  
法人の場合は、定款（申請日時点で原本証明したもの）又は寄附行為及び法人の登記事項証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）に規定する履歴事項証明書（全部事項証明書）をいう。以下同じ。） [発行日より3ヶ月以内]
3. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）  
[発行日より3ヶ月以内]
4. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注） [発行日より3ヶ月以内]
5. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注） [発行日より3ヶ月以内]
6. 個人の場合は、直前2年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
7. 法人の場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
8. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注） [発行日より3ヶ月以内]  
(株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)
9. 欠格要件対象者名簿【別紙14】(第1面及び第2面)
10. 事務所及び事業場の所在地一覧表、 業務経歴 【別紙 1】  
添付書類：付近見取り図

11. 取引関係 【別紙 2】

添付書類 : ①排出者、再生活用業者との取引関係を証する書類  
②再生活用業者の指定証の写し

12. 再生輸送の用に供する施設 【別紙 3】

添付書類 : ①運搬車両（船舶）の写真 【別紙 5】[3ヶ月以内に撮影したもの]  
②道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項が記載された書面（船舶の場合は、船舶検査証書の写し）  
③船舶の場合は、岸壁等積卸場所の付近見取図と平面図及び岸壁等の占有を証する書類  
④車両等を他の者から借用する場合は、車両使用承諾証明書 【別紙 6】  
⑤運搬容器を使用する必要がある場合は、容器の写真  
⑥積替え又は保管の用に供する施設 【別紙 4】※積替え保管を含む場合

添付書類 : ①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図構造図及び設計計算書  
②施設の土地・建物の登記事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）に規定する全部事項証明書をいう。）[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等  
③上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類

13. 誓約書【別紙 9】

14. 付属施設の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙 10】

15. その他市長が必要と認める書類

（注1）運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設のみの変更の場合は、上記1、12、14とする。

（注2）「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。

## 一般廃棄物再生利用業（再生活用業） 指定変更承認申請に必要な書類

1. 一般廃棄物再生利用業変更承認申請書【様式第14号】
2. 個人の場合は、住民票の写し（本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）の記載を省略したもの。以下同じ。）及び登記事項証明書（後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。）（注）[発行日より3ヶ月以内]  
法人の場合は、定款（申請日時点で原本証明したもの）又は寄附行為及び法人の登記事項証明書（商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）に規定する履歴事項証明書（全部事項証明書）をいう。以下同じ。）[発行日より3ヶ月以内]
3. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）[発行日より3ヶ月以内]
4. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）[発行日より3ヶ月以内]
5. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）[発行日より3ヶ月以内]
6. 事業開始に要する資金及び調達方法【別紙12】
7. 個人の場合は、資産に関する調書【別紙13】
8. 個人の場合は、直前2年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）
9. 法人の場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証明する書類（税務署発行の納税証明書 その1等）
10. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書（注）[発行日より3ヶ月以内]  
(株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)
11. 欠格要件対象者名簿【別紙14】(第1面及び第2面)

12. 事務所及び事業場の所在地一覧表、 業務経歴 【別紙 1】

添付書類 : 付近見取り図

13. 取引関係 【別紙 2】

添付書類 : ①排出者、再生輸送業者等との取引関係を証する書類

②有用物の引取者との取引関係を証する書類

14. 再生活用の用に供する施設 【別紙 7】

添付書類 : ①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び  
設計計算書等

②施設の処理工程図

③施設の土地・建物の登記事項証明書（不動産登記規則（平成17年法務省  
令第18号）に規定する全部事項証明書をいう。）【発行日より3ヶ月以内】  
及び地籍図等

④上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証す  
る書類

15. 誓約書【別紙 9】

16. 付属施設の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙 10】

添付書類 : 当該施設が他法令に基づく許可又は届出対象施設である場合には、その  
許可証又は受理書の写し

17. その他市長が必要と認める書類

（注1）再生活用の用に供する施設の変更で、変更計画書の検討の結果、当該変更内容が軽  
微な変更であると判断された場合は、上記1、13、14、16とする。

（注2）「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨  
の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を  
適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でな  
いことを証明する書類を添付すること。

正副2部

## 産業廃棄物再生利用業(再生輸送業) 指定変更承認申請に必要な書類

1. 産業廃棄物再生利用業変更承認申請書【 様式第 15 号 】
2. 事業計画の概要書 【 別紙 11 】  
添付書類 : 排出事業者における発生工程表又は分析表等
3. 再生輸送の用に供する施設 【 別紙 3 】  
添付書類 : ①運搬車両(船舶)の写真 【 別紙 5 】[3ヶ月以内に撮影したもの]  
(※ 新規登録車両等のみ)  
②道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第2項に規定する自動車検査記録事項が記載された書面(船舶の場合は、船舶検査証書の写し)  
(※ すべての登録車両の車検証等が必要)  
③船舶の場合は、岸壁等積卸場所の付近見取図と平面図及び岸壁等の占有を証する書類  
④車両等を他の者から借用する場合は、車両使用承諾証明書 【 別紙 6 】  
⑤運搬容器を使用する必要がある場合は、容器の写真
4. 事務所及び事業場の所在地一覧表、 業務経歴 【 別紙 1 】
5. 事務所及び事業場の付近見取図 (※ 変更がなければ不要)
6. 事業開始に要する資金及び調達方法 【 別紙 12 】
7. 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
8. 個人の場合は、資産に関する調書 【 別紙 13 】
9. 個人の場合は、直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
10. 欠格要件対象者名簿【 別紙 14 】(第 1 面 及び 第 2 面)
11. 法人の場合は、定款(申請日時点で原本証明したもの)又は寄附行為及び法人の登記事項証明書(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)に規定する履歴事項証明書(全部事項証明書)をいう。以下同じ) [発行日より3ヶ月以内]  
(※ 定款又は寄附行為は、変更がなければ不要)
12. 個人の場合は、住民票の写し(本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載を省略したもの。以下同じ。)、及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。)(注) [発行日より3ヶ月以内]
13. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注) [発行日より3ヶ月以内]

14. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注) [発行日より3ヶ月以内]  
〈株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書〉
15. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]
16. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)[発行日より3ヶ月以内]
17. 誓約書【別紙9】
18. 積替え又は保管の用に供する施設【別紙4】《積替え保管を含む場合》
- 添付書類：①施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書  
(※ 変更に関する部分)  
②施設の土地・建物の登記事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)に規定する全部事項証明書をいう。)[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等  
③上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類
19. 取引関係【別紙2】
- 添付書類：①排出者、再生活用業者との取引関係を証する書類  
(※ 変更に関する取引関係)  
②再生活用業者の指定証の写し
20. 付属設備の概要並びに生活環境保全上の対策【別紙10】
21. その他市長が必要と認める書類

(注1)運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設のみの変更の場合は、上記1、3、20とする。

(注2)「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。

## 産業廃棄物再生利用業(再生活用業) 指定変更承認申請に必要な書類

1. 産業廃棄物再生利用業変更承認申請書【様式第15号】
2. 事業計画の概要書【別紙11】  
添付書類：排出事業者における発生工程表及び分析表等
3. 事務所及び事業場の所在地一覧表、業務経歴【別紙1】
4. 事務所及び事業場の付近見取図(※変更がなければ不要)
5. 事業開始に要する資金及び調達方法【別紙12】
6. 法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等  
変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
7. 個人の場合は、資産に関する調書【別紙13】
8. 個人の場合は、直前3年分の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類  
(税務署発行の納税証明書 その1等)
9. 欠格要件対象者名簿【別紙14】(第1面及び第2面)
10. 法人の場合は、定款(申請日時点で原本証明したもの)又は寄附行為及び法人の登記事項証明書(商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)に規定する履歴事項証明書(全部事項証明書)をいう。以下同じ。)【発行日より3ヶ月以内】  
(※ 定款又は寄附行為は、変更がなければ不要)
11. 個人の場合は、住民票の写し(本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載を省略したもの。以下同じ。)及び登記事項証明書(後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見登記等の登記事項証明書」という。)(注)【発行日より3ヶ月以内】
12. 法人の場合は、役員全員の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】
13. 法人の場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】  
(株主又は出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)
14. 申請者に政令で定める使用人がある場合は、使用人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】
15. 申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し及び後見登記等の登記事項証明書(注)【発行日より3ヶ月以内】
16. 誓約書【別紙9】

17. 事業の用に供する施設関係 (※ 変更に関する関係書類)

(1) 保管の用に供する施設 【別紙 4】

(2) 再生活用の用に供する施設 【別紙 8】

添付書類 : ①施設の処理工程図

②施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び  
設計計算書等

③処理施設(法第15条)に該当する場合には、その許可証の写し

(3) 付属設備の概要並びに生活環境保全上の対策 【別紙 10】

添付書類 : 公害関連法規に基づく許可又は届出対象施設である場合には、その許可証  
又は受理書の写し

(4) (1)、(2)、(3)の施設の土地・建物の登記事項証明書(不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)に規定する全部事項証明書をいう。)[発行日より3ヶ月以内]及び地籍図等

(5) 上記所有者が申請者と異なる場合は、使用する権原を有することを証する書類

18. 再生活用後の利用・処理方法等を記載した書類 【別紙 15】

添付書類 : 廃棄物の処理を他人に委託する場合は、処理委託契約書(写)又はこれに類する書類及び処理業者の許可証の写し

19. 取引関係 【別紙 2】 (※ 変更に関する取引関係)

添付書類 : ①排出者、再生輸送業者等との取引関係を証する書類  
②有用物の引取者との取引関係を証する書類

20. その他市長が必要と認める書類

(注1)再生活用の用に供する施設の変更で、変更計画書の検討の結果、当該変更内容が軽微な変更であると判断された場合は、上記1、17、19とする。

(注2)「後見登記等の登記事項証明書」のうち、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付すること。

正副2部

## 別添9 (一廃・産廃共通)

| 届出書類及び添付書類(○印)  | 名 称<br>氏 名 | 法 定<br>代理 人 | 法 人<br>の 役 員 | 法 人<br>の 株 主<br>又 は<br>出 資 者 | 使 用 人 | 住 所<br>事 務 所 等<br>の 所 在 地 | 排 出 者 等<br>と の 取 引 関 係 | 事 業 の<br>廃 止 |
|---|------------|-------------|--------------|------------------------------|-------|---------------------------|------------------------|--------------|
| 一般廃棄物再生利用業指定(変更・廃止)届出書〔様式18号〕<br>産業廃棄物再生利用業指定(変更・廃止)届出書〔様式19号〕  | ○          | ○           | ○            | ○                            | ○     | ○                         | ○                      | ○            |
| 《届出者が法人の場合》<br>定款 <sup>※1</sup> 又は寄付行為  | ○          |             |              |                              |       |                           |                        |              |
| 《届出者が法人の場合》<br>法人の登記事項証明書 <sup>※2</sup>   | ○          |             | ○            |                              |       | ○                         |                        |              |
| 《届出者が法人の場合》<br>・変更する役員、株主 <sup>※3</sup> 又は出資者 <sup>※4</sup><br>全員の住民票 <sup>※5</sup> の写し<br>・変更する役員、株主又は出資者全員の<br>登記事項証明書 <sup>※6、※7</sup> |            |             | ○            | ○                            |       |                           |                        |              |
| 誓約書〔別紙9〕  |            | ○           | ○            | ○                            | ○     |                           |                        |              |
| 《届出者が個人の場合》<br>・住民票 <sup>※5</sup> の写し<br>・登記事項証明書 <sup>※6、※8</sup>  | ○          |             |              |                              |       | ○                         |                        |              |
| 《届出者に法定代理人又は政令で定める<br>使用人がある場合》<br>・変更する法定代理人又は政令で定める<br>使用人全員の住民票 <sup>※5</sup> の写し<br>・変更する法定代理人又は政令で定める<br>使用人全員の登記事項証明書 <sup>※6</sup> |            | ○           |              |                              | ○     |                           |                        |              |
| 事務所及び事業場付近の見取図  |            |             |              |                              |       | ○                         |                        |              |
| 取引関係〔別紙2〕   |            |             |              |                              |       |                           | ○                      |              |
| 《再生輸送業の場合》<br>・排出者、再生活用業者との取引関係<br>を証する書類<br>・再生活用業者の指定証の写し   |            |             |              |                              |       |                           | ○                      |              |
| 《再生活用業の場合》<br>・排出者、再生輸送業者等との取引関係<br>を証する書類<br>・有用物の引取者との取引関係を証する<br>書類  |            |             |              |                              |       |                           | ○                      |              |
| 再生利用業の指定証   | ○          |             |              |                              |       | ○                         |                        | ○            |

注:

・上記の必要な書類を順に並べたものを正副2部提出してください。

※1 申請日時点で原本証明したもの

※2 商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)に規定する履歴事項証明書(全部事項証明書)

※3 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主

※4 出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

※5 本籍又は国籍の記載があり、かつ個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)の記載を省略したもの

※6 後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書を提出できない場合は、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」でないことを証明する書類を添付)

※7 株主又は出資者が法人の場合、その法人の登記事項証明書

※8 住所のみ変更の場合は、登記事項証明書は不要

一 般 廃 棄 物 再 生 利 用 業  
事 業 計 画 書

年 月 日

大阪市長様

住 所  
氏 名  
 ( 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 )  
 電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号又は第2条の3第2号の規定による再生利用業の指定について、次のとおり計画しているので、関係書類を添えて提出します。

| 指定申請業種                |                                    | <input type="checkbox"/> 再生輸送業   | <input type="checkbox"/> 再生活用業 |                              |
|-----------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 取扱う廃棄物の種類、性状及び数量      |                                    | 種 類                              | 性 状                            | 数 量                          |
| 引取料金                  |                                    | <input type="checkbox"/> 費用の一部徴収 | <input type="checkbox"/> 無 償   | <input type="checkbox"/> 購 入 |
| 指定〔許可〕取得(予定)状況        |                                    | 都道府県市名                           | 事業の範囲                          | 指定〔許可〕番号                     |
| 再<br>生<br>ル<br>1<br>ト | 排出事業者                              | 再生輸送業者                           | 再生活用業者                         |                              |
|                       | 氏名(名称)                             |                                  |                                |                              |
|                       | 住所<br>(所在地)                        |                                  |                                |                              |
|                       | 電話番号                               |                                  |                                |                              |
|                       | 添付書類                               | 再生輸送の用に供する施設(別紙3)                |                                |                              |
| 再<br>生<br>活<br>用<br>業 | 施設の所在地                             |                                  |                                |                              |
|                       | 再生利用の方法                            |                                  |                                |                              |
|                       | 再生利用の目的                            |                                  |                                |                              |
|                       | 排出者からの受取量<br>(t・m <sup>3</sup> ／月) |                                  |                                |                              |
|                       | 再生利用量<br>(t・m <sup>3</sup> ／月)     |                                  |                                |                              |
|                       | 添付書類                               | 再生活用の用に供する施設(別紙7)                |                                |                              |

**産業廃棄物再生利用業  
事業計画書**

年 月 日

大阪市長様

住 所

氏 名

〔  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による再生利用業の指定について、次のとおり計画しているので、関係書類を添えて提出します。

| 指定申請業種                |                                    | <input type="checkbox"/> 再生輸送業   | <input type="checkbox"/> 再生活用業 |                              |
|-----------------------|------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 取扱う廃棄物の種類、性状及び数量      |                                    | 種 類                              | 性 状                            | 数 量                          |
|                       |                                    |                                  |                                |                              |
| 引取料金                  |                                    | <input type="checkbox"/> 費用の一部徴収 | <input type="checkbox"/> 無 償   | <input type="checkbox"/> 購 入 |
| 指定〔許可〕取得(予定)状況        |                                    | 都道府県市名                           | 事業の範囲                          | 指定〔許可〕番号                     |
|                       |                                    |                                  |                                |                              |
| 再<br>生<br>ル<br>1<br>ト | 排出事業者                              | 再生輸送業者                           | 再生活用業者                         |                              |
|                       | 氏名(名称)                             |                                  |                                |                              |
|                       | 住所<br>(所在地)                        |                                  |                                |                              |
|                       | 電話番号                               |                                  |                                |                              |
| 再<br>生<br>活<br>用<br>業 | 施設の所在地                             |                                  |                                |                              |
|                       | 再生利用の方法                            |                                  |                                |                              |
|                       | 再生利用の目的                            |                                  |                                |                              |
|                       | 排出者からの受取量<br>(t・m <sup>3</sup> ／月) |                                  |                                |                              |
|                       | 再生利用量<br>(t・m <sup>3</sup> ／月)     |                                  |                                |                              |

添付書類

1. 廃棄物排出工程図
2. 付近見取図
3. 施設の構造を明らかにする図面等
4. 取引関係書類(別紙 )
5. その他必要書類

様式第 3 号 (一廃・産廃共通)

再生利用業 (再生輸送・再生活用)

現 場 調 査 書

|          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 氏名又は会社名  |       |       |
| 調査場所     |       |       |
| 調査年月日    | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 調査者      |       |       |
| 担当者 (役職) |       |       |

《 備考 》

| 調査項目  | 調査結果   |
|---|--|
| <p>1.取扱う廃棄物の種類</p> <p>2.処理施設</p> <p>1)所在地</p> <p>2)設置状況</p> <p>3)施設設備</p> <p>4)処理方法</p> <p>5)処理能力<br/>(最大能力)</p> <p>6)稼働時間</p> <p>7)占有の実態</p> <p>8)用途地域</p> <p>9)公害防止措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散防止</li> <li>・流出防止</li> <li>・悪臭防止</li> <li>・騒音、振動防止</li> <li>・排水処理</li> <li>・排煙処理</li> </ul> <p>10)関連法規</p> <p>3.処理残渣</p> <p>1)種類</p> <p>2)性状及び量</p> <p>3)処理方法</p> | <p>名 称 :</p> <p>基 数 :</p> <p>構 造 :</p> <p>規模・能力 :</p> <p>／日</p> <p>時 間 ／日</p> <p>地 域</p> |

| 調査項目       | 調査結果  |       |
|------------|-------|-------|
| 4.保管施設     | <処理前> | <処理後> |
| 1)設置状況     |       |       |
| 2)保管方法(構造) |       |       |
| 3)保管能力     |       |       |
| 4)保管期間     | ～日    | ～日    |
| 5)囲い       |       |       |
| 6)表示       |       |       |
| 7)占有の実態    |       |       |
| 8)公害防止措置   |       |       |
| ・飛散防止      |       |       |
| ・流出防止      |       |       |
| ・地下浸透防止    |       |       |
| ・悪臭防止      |       |       |
| ・害虫等発生防止   |       |       |
| 9)関連法規     |       |       |
| 10)用途地域    | 地域    |       |
| 11)搬入道路    |       |       |
| 5.再生品      |       |       |
| 6.取引関係     |       |       |
| 1)排出業種     |       |       |
| 2)売却先      |       |       |
| 7.料金       |       |       |
| 1)引取料金     |       |       |
| 2)売却料金     |       |       |

|         |
|---------|
| 指示・指導事項 |
|---------|

## 一般廃棄物再生利用業指定申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
〕

電 話 番 号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第34条の規定により、一般廃棄物再生利用業の指定を次のとおり申請します。

|  |                            |                                    |                                    |
|--|----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 事業の範囲                                    | 事 業 の 種 類                  | <input type="checkbox"/> 再 生 輸 送 業 | <input type="checkbox"/> 再 生 活 用 業 |
|  | 取 り 扱 う 一 般<br>廃 棄 物 の 種 類 |                                    |                                    |
| 事 業 の 目 的                                |                            |                                    |                                    |
| 事務所及び事業場の所在地                             |                            | 別紙1のとおり                            |                                    |
| 業 務 経 歴                                  |                            | 別紙1のとおり                            |                                    |
| 取 引 関 係                                  |                            | 別紙2のとおり                            |                                    |
| 施設の概要                                    | 再 生 輸 送 の 用 に 供 す る 施 設    | 別紙3のとおり                            |                                    |
|  | 再 生 活 用 の 用 に 供 す る 施 設    | 別紙7のとおり                            |                                    |
| 再 生 活 用 に よ り 得 ら れ る<br>有 用 物 の 利 用 方 法 |                            |                                    |                                    |
| 事 業 開 始 予 定 年 月 日                        |                            | 年 月 日                              |                                    |
| 事務処理                                     |                            |                                    | 受付印                                |

添付書類

○再生輸送業の場合は、別添1のとおり

○再生活用業の場合は、別添2のとおり

## (第2面)

## 申請者(個人である場合)

|               |      |     |
|---------------|------|-----|
| (ふりがな)<br>氏 名 | 生年月日 | 本 籍 |
|               |      | 住 所 |
| (法人である場合)     |      |     |
| (ふりがな)<br>名 称 | 住 所  |     |
|               |      |     |

## 法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)

|                   |        |     |
|-------------------|--------|-----|
| (個人である場合)         |        |     |
| (ふりがな)<br>氏 名     | 生年月日   | 本 籍 |
|                   |        | 住 所 |
| (法人である場合)         |        |     |
| (ふりがな)<br>名 称     | 住 所    |     |
|                   |        |     |
| 役員(法定代理人が法人である場合) |        |     |
| (ふりがな)<br>氏 名     | 生年月日   | 本 籍 |
|                   | 役職名・呼称 | 住 所 |
|                   |        |     |
|                   |        |     |
|                   |        |     |
|                   |        |     |

## 役員(申請者が法人である場合)

|               |        |     |
|---------------|--------|-----|
| (ふりがな)<br>氏 名 | 生年月日   | 本 籍 |
|               | 役職名・呼称 | 住 所 |
|               |        |     |
|               |        |     |
|               |        |     |
|               |        |     |
|               |        |     |

## (第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

| 発行済株式の総数         | 株    | 出資の額                |    |
|------------------|------|---------------------|----|
| (ふりがな)<br>氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数<br>又は出資の金額 | 本籍 |
|                  |      | 割合                  | 住所 |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |
|                  |      |                     |    |

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

| (ふりがな)<br>氏名 | 生年月日   | 本籍 |
|--------------|--------|----|
|              | 役職名・呼称 | 住所 |
|              |        |    |
|              |        |    |
|              |        |    |
|              |        |    |
|              |        |    |
|              |        |    |
|              |        |    |

## 備考

「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## 産業廃棄物再生利用業指定申請書

年 月 日

大阪市長様

住 所

氏 名

〔  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第34条の規定により、産業廃棄物再生利用業の指定を次のとおり申請します。

|              |                  |                                |                                |
|--------------|------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 事業の範囲        | 事業の種類            | <input type="checkbox"/> 再生輸送業 | <input type="checkbox"/> 再生活用業 |
|              | 取り扱う産業<br>廃棄物の種類 |                                |                                |
| 事業の目的        |                  |                                |                                |
| 事業開始予定の年月日   |                  | 年 月 日                          |                                |
| 事務所及び事業場の所在地 |                  | 別紙                             | のとおり                           |
| 業務経歴         |                  | 別紙                             | のとおり                           |
| 再生利用の方法      | 積替え又は保管の用に供する施設  | 別紙                             | のとおり                           |
|              | 再生輸送の用に供する施設     | 別紙                             | のとおり                           |
|              | 再生活用の用に供する施設     | 別紙                             | のとおり                           |
| 取引関係         |                  | 別紙                             | のとおり                           |
| 添付書類         |                  | 別添のとおり                         |                                |
| 事務処理         |                  |                                | 受付印                            |

(第2面)

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者があるとき)

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

## 備 考

「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用者」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

## 再生利用業 指定申請書等 受付処理簿

## 再生輸送業指定資格判定表

判定年月日 年 月 日 判定者氏名

|                     |  |  |      |  |
|---------------------|--|--|------|--|
| 申請者の氏名(法人にあってはその名称) |  |  |      |  |
| 積替え・保管              | 有・無  | 調査年月日<br>年 月 日( )  |      |  |
| 立入調査                | 有・無  | 調査者氏名<br>面接者氏名   |      |  |
| 項目                  |  |  | 判定結果 |  |
| 共通事項                | <input type="checkbox"/> 欠格条項<br><input type="checkbox"/> 申請者の能力<br><input type="checkbox"/> 経理的基礎<br><input type="checkbox"/> 取引関係<br><input type="checkbox"/> 引取料金 |  | 適・否  |  |
|                     | <input type="checkbox"/> 輸送の方法及び能力   |  |      |  |
|                     | 輸送施設   | <input type="checkbox"/> 公害防止措置<br>飛散防止<br>流出防止<br>悪臭防止<br>騒音・振動防止 |      |  |
|                     |  | <input type="checkbox"/> 関連法規の遵守                                   |      |  |
|                     |  | <input type="checkbox"/> 占有の実態                                     |      |  |
|                     |  |  |      |  |
| 積替え又は保管施設           | <input type="checkbox"/> 積替え又は保管の方法及び能力  |  | 適・否  |  |
|                     | <input type="checkbox"/> 輸送先   |  |      |  |
|                     | <input type="checkbox"/> 立地状況  |  |      |  |
|                     | 公害防止措置   | 飛散防止<br>流出防止<br>騒音・振動防止<br>地下浸透防止<br>悪臭発散防止<br>害虫等発生防止             |      |  |
|                     |  | <input type="checkbox"/> 関係法規の遵守                                   |      |  |
|                     |  | <input type="checkbox"/> 占有の実態                                     |      |  |
|                     |  | <input type="checkbox"/> 積卸し場所(岸壁使用のみ)                             |      |  |
|                     |  |  |      |  |
|                     |  |  |      |  |
|                     | その他  |  |      |  |

## 再生活用業指定資格判定表

判定年月日 年 月 日 判定者氏名

| 申請者の氏名(法人にあってはその名称)                     |                                       | 判 定 結 果 |                                  |
|---|---------------------------------------|---------|----------------------------------|
| 項 目                                     |                                       |         |                                  |
| 共<br>通<br>事<br>項                        | <input type="checkbox"/> 欠格条項         | 適・否     |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 申請者の能力       |         |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 経理的基礎        |         |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 立地状況         |         |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 取引関係         |         |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 引取料金         |         |                                  |
| 保管施設                                    | <input type="checkbox"/> 保管の方法及び能力    | 適・否     |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 公害防止措置       |         | 飛散防止                             |
|   |                                       |         | 流出防止                             |
|   |                                       |         | 騒音・振動防止                          |
|   |                                       |         | 地下浸透防止                           |
|   |                                       |         | 悪臭発散防止                           |
|   |                                       |         | <input type="checkbox"/> 関連法規の遵守 |
| <input type="checkbox"/> 占有の実態          |                                       |         |                                  |
| 再生活用施設                                  | <input type="checkbox"/> 設備及び機材       | 適・否     |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理方法及び能力 |         |                                  |
|   | <input type="checkbox"/> 公害防止措置       |         | 飛散防止                             |
|   |                                       |         | 流出防止                             |
|   |                                       |         | 騒音・振動防止                          |
|   |                                       |         | 悪臭防止                             |
|   | <input type="checkbox"/> 関係法規の遵守      |         |                                  |
| <input type="checkbox"/> 占有の実態          |                                       |         |                                  |
| <input type="checkbox"/> 活用後の処理残渣物の処理方法 |                                       |         |                                  |
| その他                                     |                                       |         |                                  |

### 様式第 9 号(一廃・産廃共通)

# 再生利用業 指定番号簿

## 一般廃棄物再生利用業不指定通知書

大阪市指令（環事）第 号  
年 月 日

住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 様

大阪市長

印

年 月 日付けで申請のあった大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第34条の規定による一般廃棄物再生利用業については、次の理由により指定しない。

記

( 不指定の理由 )

注

備 考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 産業廃棄物再生利用業不指定通知書

大環境環管第  
年 月 号

住 所 (所在地)  
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第34条の規定による産業廃棄物再生利用業については、次の理由により指定しない。

記

( 不指定の理由 )

注

備 考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 一般廃棄物再生利用業事業変更計画書

年 月 日

大 阪 市 長 様

申 請 者  
住 所  
氏 名  
〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕  
電 話 番 号

年 月 日付け指定番号第 号の再生利用業の指定について、  
次のとおり事業の変更を計画しているので、関係書類を添えて提出します。

| 変<br>更<br>事<br>項      | <input type="checkbox"/> 事業範囲の変更 <input type="checkbox"/> 事業の用に供する施設等の変更 <input type="checkbox"/> その他 |       |        |
|-----------------------|---|-------|--------|
|                       | 変 更 前   |       | 変 更 後  |
| 再<br>生<br>ル<br>ー<br>ト |   | 排出事業者 | 再生輸送業者 |
|                       | 氏 名<br>(名 称)  |       | 再生活用業者 |
|                       | 住 所<br>(所在地)  |       |        |
|                       | 電 話 番 号   |       |        |
| 変 更 予 定 年 月 日         |   | 年 月 日 |        |

## 【添付書類】

1. 廃棄物排出工程図    2. 付近見取図    3. 施設の構造を明らかにする図面等  
4. 取引関係書類    5. 指定証の写し等    6. その他必要書類

## 産業廃棄物再生利用業事業変更計画書

年 月 日

大阪市長様

住 所  
 氏 名  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
 電話番号

年 月 日付け指定番号第 号の再生利用業の指定について、次のとおり事業の変更を計画しているので、関係書類を添えて提出します。

| 変更事項   | 変更前         |       | 変更後    |        |
|--------|-------------|-------|--------|--------|
|        |             |       |        |        |
| 再生ルート  | 排出事業者       |       | 再生輸送業者 | 再生利用業者 |
|        | 氏名<br>(名称)  |       |        |        |
|        | 住所<br>(所在地) |       |        |        |
| 変更予定期日 |             | 年 月 日 |        |        |

添付書類

1. 廃棄物排出工程図
2. 付近見取図
3. 施設の構造を明らかにする図面等
4. 取引関係書類（別紙）
5. 指定証の写し等
6. その他必要書類

## 一般廃棄物再生利用業変更承認申請書

年 月 日

大阪市長様

申請者

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条  
第1項の規定により、再生利用業の事業の範囲等の変更を次のとおり申請します。

|                           |                  |                                |                                |   |   |   |
|---------------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|
| 事業の種類                     |                  | <input type="checkbox"/> 再生輸送業 | <input type="checkbox"/> 再生活用業 |   |   |   |
| 指定年月日及び指定番号               |                  | 年                              | 月                              | 日 | 第 | 号 |
| 変更内容                      | 変更事項             |                                |                                |   |   |   |
|                           | 変更前              |                                |                                |   |   |   |
|                           | 変更後              |                                |                                |   |   |   |
| 変更の理由                     |                  |                                |                                |   |   |   |
| 変更予定年月日                   |                  | 年                              | 月                              | 日 |   |   |
| 再生利用<br>の方法<br>(変更にかかるもの) | 再生輸送の用に<br>供する施設 | 別紙3のとおり                        |                                |   |   |   |
|                           | 再生活用の用に<br>供する施設 | 別紙7のとおり                        |                                |   |   |   |
| 取引関係                      |                  | 別紙2のとおり                        |                                |   |   |   |
| 事務処理欄                     |                  |                                |                                |   |   |   |

## 産業廃棄物再生利用業変更承認申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第1項の規定により、再生利用業の事業範囲の変更を次のとおり申請します。

| 事 業 の 種 類                    |                     | <input type="checkbox"/> 再生輸送業 | <input type="checkbox"/> 再生活用業 |   |   |   |
|------------------------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|
| 指定年月日及び指定番号                  |                     | 年                              | 月                              | 日 | 第 | 号 |
| 変<br>更<br>内<br>容             | 変 更 事 項             |                                |                                |   |   |   |
|                              | 変 更 前               |                                |                                |   |   |   |
|                              | 変 更 後               |                                |                                |   |   |   |
| 変 更 の 理 由                    |                     |                                |                                |   |   |   |
| 変 更 予 定 年 月 日                |                     | 年 月 日                          |                                |   |   |   |
| 再生利用<br>の方法<br>(変更に係る<br>もの) | 積替え又は保管の<br>用に供する施設 | 別紙 のとおり                        |                                |   |   |   |
|                              | 再生輸送の用に<br>供する施設    | 別紙 のとおり                        |                                |   |   |   |
|                              | 再生活用の用に<br>供する施設    | 別紙 のとおり                        |                                |   |   |   |
| 取 引 関 係                      |                     | 別紙 のとおり                        |                                |   |   |   |
| 事務処理欄                        |                     |                                |                                |   |   |   |

## 一般廃棄物再生利用業変更不承認通知書

大阪市指令（環事）第 号  
年 月 日

住 所 (所在地)  
氏 名 (名称及び代表者の氏名) 様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第1項の規定による一般廃棄物再生利用業変更承認については、次の理由により承認しない。

記

( 不承認の理由 )

注

備 考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 産業廃棄物再生利用業変更不承認通知書

大環境環管第  
年 月 号

住所 (所在地)  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 様

大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第1項の規定による産業廃棄物再生利用業変更承認については、次の理由により承認しない。

記

( 不承認の理由 )

注

備考 注の部分にこの通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載する。

## 一般廃棄物再生利用業（変更・廃止）届出書

年 月 日

大阪市長様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日付け指定番号第 号の再生利用業に係る以下の事項について  
(変更・廃止) したので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|   | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---|-------|-------|
| 変更事項<br>又は<br>廃止した<br>事業内容                          |       |       |
| 変更・廃止の理由  |       |       |
| 添付書類<br><input checked="" type="checkbox"/> 別添9のとおり | 受付印   |       |

## 産業廃棄物再生利用業（変更・廃止）届出書

年 月 日

大阪市長様

住 所

氏 名

〔  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
〕

電話番号

年 月 日付け指定番号第 号の再生利用業に係る以下の事項について  
 (変更・廃止) したので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第38条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

|                            | 変 更 前 | 変 更 後 |
|----------------------------|-------|-------|
| 変更事項<br>又は<br>廃止した<br>事業内容 |       |       |
| 変更・廃止の理由                   |       |       |
| 添付書類<br>・ 変更届等に必要な書類一覧のとおり |       | 受付印   |

## 再生利用業 変更等届出 受付処理簿

## 一般廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所  
氏 名  
〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕  
電話番号

再生利用業の指定証を（紛失・滅失・汚損・き損）しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第41条の規定により、再交付を申請します。

|   |       |  |  |
|---|-------|--|--|
| 指定年月日   | 年 月 日 |  |  |
| 指 定 番 号   | 第 号   |  |  |
| 申 請 の 理 由   |       |  |  |
| 添付書類<br>・ 指定証を汚損、き損したときは、指定証を添付すること<br>・ 指定証を紛失又は滅失したときは、「指定証（紛失・滅失）申立書」（様式第23号）を添付すること | 受付印   |  |  |

## 産業廃棄物再生利用業指定証再交付申請書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔  
法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名  
〕

電話番号

再生利用業の指定証を（紛失・滅失・汚損・き損）しましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第41条の規定により、再交付を申請します。

|   |       |
|---|-------|
| 指定年月日   | 年 月 日 |
| 指定番号  | 第 号   |
| 申請の理由   |       |
| 添付書類<br>・ 指定証を汚損、き損したときは、指定証を添付すること<br>・ 指定証を紛失又は滅失したときは、「指定証（紛失・滅失）申立書」（様式第23号）を添付すること | 受付印   |

様式第 23 号(一廃・産廃共通)

## 指定証（紛失・滅失）申立書

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

電話番号

再生利用業指定証を（紛失・滅失）しました。今後は、十分注意をいたします。  
なお、指定証が見つかりしだい、早急に返却します。

## 一般廃棄物再生利用業 業務報告書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第42条の規定に基づき、次のとおり報告します。

一般廃棄物の種類 ( ) 指定番号 第 号

| 排出者の氏名 | 受託量 | 受託料金 | 輸送先 | 輸送量 |
|--------|-----|------|-----|-----|
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |
|        |     |      |     |     |

※毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間の再生利用の報告書を提出しなければならない。  
( t 又は m<sup>3</sup> )

## 一般廃棄物再生利用業 業務報告書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第42条の規定に基づき、次のとおり報告します。

一般廃棄物の種類 ( ) 指定番号 第 号

| 排出者の氏名 | 受託量 | 受託料金 | 再生活用の方法 | 活用量 | 活用後の有用物の売却先 | 左記の売却量 | 左記の売却代金 | 活用後の残渣物の種類 | 左記の委託先 | 左記の委託量 |
|--------|-----|------|---------|-----|-------------|--------|---------|------------|--------|--------|
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |

※毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間の再生利用報告を提出しなければならない。

( t 又は m3 )

## 産業廃棄物再生利用業 業務報告書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

## 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

### 電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第42条の規定に基づき、次のとおり報告します。

産業廃棄物の種類（ ） 指定番号 第 号

※毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間の再生利用の報告書を提出しなければならない。  
( t 又は m<sup>3</sup> )

## 産業廃棄物再生利用業 業務報告書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第42条の規定に基づき、次のとおり報告します。

産業廃棄物の種類 ( ) 指定番号 第 号

| 排出者の氏名 | 受託量 | 受託料金 | 再生活用の方法 | 活用量 | 活用後の有用物の売却先 | 左記の売却量 | 左記の売却代金 | 活用後の残渣物の種類 | 左記の委託先 | 左記の委託量 |
|--------|-----|------|---------|-----|-------------|--------|---------|------------|--------|--------|
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |
|        |     |      |         |     |             |        |         |            |        |        |

※毎年6月30日までにその年の3月31日以前の1年間の再生利用報告を提出しなければならない。

( t 又は m<sup>3</sup> )

## 一般廃棄物再生利用業 事業計画書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第43条の規定に基づき、次のとおり報告します。

一般廃棄物の種類 ( ) 指定番号 第 号

| 排 出 先 | 受託の見込み量 | 受託の見込み料金 | 輸 送 先 | 輸送の見込み量 |
|-------|---------|----------|-------|---------|
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |
|       |         |          |       |         |

※毎年3月31日までにその年の4月1日以後の1年間の再生利用計画を提出しなければならない。  
( t 又は m<sup>3</sup> )

## 一般廃棄物再生利用業 事業計画書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第43条の規定に基づき、次のとおり報告します。

一般廃棄物の種類 ( ) 指定番号 第 号

| 排出先 | 受託の見込み量 | 受託の見込み料金 | 再生活用の方法 | 活用の見込み量 | 活用後の残渣物の種類 | 左記の委託先 | 左記の委託の見込み量 |
|-----|---------|----------|---------|---------|------------|--------|------------|
|     |         |          |         |         |            |        |            |
|     |         |          |         |         |            |        |            |
|     |         |          |         |         |            |        |            |
|     |         |          |         |         |            |        |            |
|     |         |          |         |         |            |        |            |
|     |         |          |         |         |            |        |            |

※毎年3月31日までにその年の4月1日以後の1年間の再生利用計画を提出しなければならない。

( t 又は m<sup>3</sup> )

## 産業廃棄物再生利用業 事業計画書 ( 年度)

年 月 日

大 阪 市 長 様

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第43条の規定に基づき、次のとおり提出します。

産業廃棄物の種類 ( ) 指定番号 第 号

| 排出者の氏名 | 受託の見込み量 | 受託の見込み料金 | 輸送先 | 輸送の見込み量 |
|--------|---------|----------|-----|---------|
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |
|        |         |          |     |         |

※毎年3月31日までにその年の4月1日以後の1年間の再生利用計画を提出しなければならない。  
( t 又は m<sup>3</sup> )

## 産業廃棄物再生利用業 事業計画書 ( 年度)

大 阪 市 長 様

住所

氏名

〔 法人にあっては、  
名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第43条の規定に基づき、次のとおり報告します。

産業廃棄物の種類 ( )

指定番号 第 号

| 排出者の氏名 | 受託の見込み量 | 受託の見込み料金 | 再生活用の方法 | 活用の見込み量 | 活用後の残渣物の種類 | 左記の委託先 | 左記の委託の見込み量 |
|--------|---------|----------|---------|---------|------------|--------|------------|
|        |         |          |         |         |            |        |            |
|        |         |          |         |         |            |        |            |
|        |         |          |         |         |            |        |            |
|        |         |          |         |         |            |        |            |
|        |         |          |         |         |            |        |            |
|        |         |          |         |         |            |        |            |

※毎年3月31日までにその年の4月1日以後の1年間の再生利用計画を提出しなければならない。

( t 又は m3 )

様式第 32 号（一廃・産廃共通）

計画書の変更届

年 月 日

大阪市長様

住 所  
氏 名  
〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕  
電話番号

事業計画書の計画事項に変更がありましたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則第43条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| 変更事項   | 新 | 旧   |
|--|---|-----|
|  |   |     |
| 変更の理由  |   |     |
| 変更事項<br>1. 排出者の氏名又は名称並びに排出者ごとの受託量及び受託料金<br>の見込み<br>2. 再生輸送する場合には、輸送先ごとの再生輸送量の見込み<br>3. 再生活用する場合には、再生活用の方法ごとの再生活用量並び<br>に再生活用によって生ずる残渣物の種類及び持出先ごとの持出<br>量の見込み |   | 受付印 |